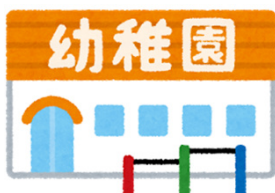


幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）を利用している保護者のみなさまへ

## 令和元年10月から 「幼児教育・保育の無償化」が始まりました

① 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化になります。

- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）まで対象
- ・給食費、冷暖房費、教材費、制服代、後援会費などの費用は、これまで同様に利用者負担となります。



無償化の手続きは不要です！

② 共働き世帯など保育が必要な家庭は、幼稚園の預かり保育の利用料が無償化となります。

- ・保護者が仕事や出産、病気などで保育が必要と認められる子どもが対象。
- ・利用料が、月額 1万1300円まで無償化になります。  
(450円×利用日数が、月の上限の基準です。)

※満3歳になった日から満3歳後の最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化（月額1万6300円まで）の対象となります。

- ・保育が必要な家庭で、令和4年4月以降、預かり保育の利用を予定している場合も申請をお願いします。



預かり保育の無償化を受けるための  
手続きが必要です！  
※裏面をご覧ください

共働き世帯など保育が必要な家庭の方で、幼稚園の預かり保育を利用し利用料の無償化を受けるためには、保育の必要性の認定が必要です。



該当する書類を「利用されている施設」または「八代市役所 こども未来課」へ提出してください。

### ◎保育が必要な家庭とは・・・

保護者の状況がいずれかに該当する家庭

- ① 就労している。
- ② 出産の前後である。(ただし、入所期間は出産予定日の前後3ヶ月。)
- ③ 病気にかかっている。障がいを持っている。
- ④ 家族の看護や介護にあたっている。
- ⑤ 災害の復旧にあたっている。
- ⑥ 求職活動中である。(入所期間は3ヶ月以内。就労決定の場合は継続可能。)
- ⑦ 就学中である。
- ⑧ 社会的養護が必要である。
- ⑨ 入園児以外の児童を対象として育児休業中、または入園児以外の1歳未満の児童を育児中である。
- ⑩ その他、保育が必要と認められる場合。

お子さまの年齢等に応じて、いずれかの申請書を提出してください。

#### 【様式②】



子育てのための施設等利用給付認定申請書 (新2号)

(保育が必要な認定を行います)

#### 【様式③】



子育てのための施設等利用給付認定申請書 (新3号)

(保育が必要な認定を行います) (非課税世帯のみ対象となります。)

※保育が必要な要件に応じて、必要な提出書類があります。  
別紙をご確認ください。

※八代市外に居住する方は、居住している市町村での手続きとなります。